



鳥取県公報

平成14年7月26日(金)
第7403号

毎週火・金曜日発行

目 次

調達公告 公募型指名競争入札の実施（管理課） 1

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成14年7月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

- (1) 業務名 県立鹿野かちみ園改築工事設計委託業務
(2) 業務内容

本件業務は、気高郡鹿野町大字今市の県立鹿野かちみ園のAに掲げる居住棟、管理棟、食堂棟、作業棟ほかの改築工事に係る基本設計及び実施設計業務（建築設備工事、外構工事及び附帯工事並びにイに掲げる既存建物の解体工事に係るものを含む。）である。

- ア 居住棟、管理棟、食堂棟 鉄骨造平屋建
、作業棟ほか 延べ床面積 6,845㎡
イ 既存建物 鉄筋コンクリート造ほか平屋建
延べ床面積 4,334㎡

- (3) 履行期間 平成14年8月から平成15年3月20日まで
(4) 予定価格 56,918,400円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 県内に本店を有する者であること。
(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
(3) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
(4) 平成12年鳥取県告示第665号（測量等業務の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）又は平成13年鳥取県告示第695号（測量等業務の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格のうち建築関係建設コンサルタント業務に係るものを有すること。
(5) 平成14年7月26日（金）から同年8月5日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
(6) 建築士法第4条の規定による一級建築士の免許を受けている者を5名以上有すること。

(7) 平成5年度以降に業務が完了し、成果品を納入している昭和54年建設省告示第1206号（建築士法第25条の規定に基づき建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準）別表第1の第2類の建築物（庁舎及び事務所並びにこれらに類する建築物に限る。）又は第3類の建築物であって1棟の延べ床面積が1,000平方メートル以上のもの（鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であるものに限る。）の建築設計業務を実施した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、構成員の均等割の10分の6以上の出資比率で実施したものに限る。

(8) 本件業務の実施期間中、建築士法の規定による一級建築士として5年以上建築設計業務に携わった経験を有する者を管理技術者として配置できること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成14年7月26日（金）から同年8月5日（月）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujuhou/doboku/mokuji.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成14年7月26日（金）から同年8月5日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

| | |
|---------------|----------------------------|
| 鳥取市東町一丁目220 | 鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階） |
| 鳥取市立川町六丁目176 | 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内） |
| 八頭郡都家町大字郡家100 | 鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内） |
| 倉吉市東巖城町2 | 鳥取県倉吉地方県土整備局総務課（中部総合事務所内） |
| 米子市鞆町一丁目160 | 鳥取県米子地方県土整備局総務課（西部総合事務所内） |
| 日野郡日野町根雨730 | 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課 |

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のイと同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。

(4) 業務内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件業務の落札者は、1の(4)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。